

香川県立文書館

収蔵文書目録 第二集

山下家文書目録

香川県立文書館

解説

I 山下家が庄屋役を勤めた長尾西村の概況

一、村の位置

江戸時代の長尾西村は、現在の長尾町の西と呼ばれる地区にあたり、長尾町の中央部西よりに位置し、西は三木町に、南は前山地区、東は東地区や名地区、北は造田宮西地区に隣接する南北に長い地域である。現在はその中に安松・森貞・荒神・筒井・塚原・辛立といった自治会が組織されている。ちなみに、これらの自治会は、江戸時代の年貢割当の小地名にあたつてゐる。矢筈山に源を発した鴨部川が、石神池から流れ出た支流と合流しながら、村の西側を流れている。村は鴨部川の中流域にあたつており、平野部を成し耕地が続いている。

村の中には、東西に江戸時代の主要街道である上つ道が通り、南には長尾寺から出た門前の道が大窪寺へ延びている。最近では、「さぬき新道」と県道高松長尾大内線バイパスができ、高松との結びつきをさらに強いものにしてゐる。

また、四国霊場八十七番札所長尾寺およびその門前町が村のやや中央部にあり、これを中心にして町の広がりが見られる。隣の東地区には極楽寺がある。東地区に属する八幡池、宇佐八幡神社は現在では亀鶴公園の中に組み込まれているが、ここから山下家は遠くない

位置にある。

二、沿革

平安時代に成立した辞書の「倭名抄」によると、「長尾郷」という郷名がみえる。また、鎌倉から室町期にかけては「長尾荘」という荘園が「醍醐寺三宝院文書」に出てくる。のちに長尾西村となる地域は、この中に含まれていたのであろう。江戸時代に入っても、生駒家支配の時の寛永一七年（一六四〇）では寒川郡長尾村として三〇五五石三斗七升一合の石高が記されている（『香川叢書』）。生駒家改易の後、寛永一九年（一六四二）に東讃岐へ松平頼重（水戸光圀の兄）が入部する。二二年後の寛文四年（一六六四）の知行目録には、寒川郡の村数は二五と記されている。生駒時代に一九カ村であつたことから、頼重の入部とともに村切りが進み、その結果、長尾村は長尾東村、同西村と同名村に細分化されたのであろう。寛文四年段階で長尾西村は成立しており、以後、高松藩支配の下で明治維新まで存続する。

明治に入つても長尾西村は明治二年（一八八九）まで残る。もつとも版籍奉還、廃藩置県などの政策による急激な変革のため、例えば庄屋職は大庄屋が大里正、庄屋が里正（明治四年四月）に、同年八月には里正の上に戸長・副戸長が設置されたり、さらに翌五年（一八七二）には里正などが廃止され新たに戸長・副戸長が設置されたりといった変化はある。また、明治十一年（一八七八）の「郡区町村編成法」の実施により郡村の再編成がなされ、明治一八年に

も改正され、そして明治二三年に至って安定したものになっていくのである。この間、香川県は名東県に併合され、さらに後、愛媛県に併合され、明治二年になってやっと香川県として分立し現在にいたるのである。長尾西村も明治二三年の市町村制の実施によって、長尾東・長尾西・長尾名・前山の四村が一つにまとめられて長尾村となり、以後長尾村として安定したものとなる。その後、大正四年（一九一五）一月には長尾町となり、そして昭和二三年の「町村合併促進法」に基づいて長尾町は多和村・造田村や三木町の一部と合併しながら現在の新しい長尾町になったのである。

三、土地

近世において、土地制度の基本は検地といえよう。高松藩の検地は、寛文五年（一六六五）に高松城下周辺から検地を始めて寛文一年に完了したと「英公外記」に記されている。ここから、高松藩では寛永一九年（一六四二）に松平頼重が入部した後、寛文年間までに領内の検地を完了したというように理解されてきている。長尾西村の場合は松平頼重の入部からそれほど時を置かずに検地が行われたようであり、それは寛文四年の「長尾西村当御代以後御免定帳」（蓮井家文書）の中に、正保四年（一六四七）の春に内検地（所領ごとにその領主が私的に行う検地）が命じられたとあることによる。さらに慶安四年（一六五二）には検地が行われたと記されているのである。

長尾西村の石高について、前出の寛文四年の免定には田畑屋敷あ

わせて「高千四百拾五石老斗三升四合」と記されている。これに對してかなり時代は下がるが、山下家文書のなかの「寒川郡長尾西村田畑順道写帳」（年代の記入はないが文化元年（一八〇四）成立の「寒川郡長尾西村永引通帳」に関連して作成されたと考えられる）（史料番号一五二八〜一五三一）をみると、一三四一石二斗一升となつている。そして、その永引通帳に記された永引の総高が五〇石四升九合であり、合計してみると、一三九一石二斗五升九合となる。これは、寛文四年の免定高に比べて二三石八斗七升五合の減少を示しているにすぎない。ちなみに、天保九年（一八三八）の巡見使の通行に際しての史料には、畝高百三拾五町五反壹畝拾八歩で石高千四百七拾四石五斗式升六合となつている。

四、水利

長尾西村は、農業用水を鴨部川と村内にある石神池・成就池に頼つていた。古くは、「宝曆九歳卯五月廿一日 石神池水掛人別粉（戸カ）割帳」（史料番号一四七四）を見ると、五八人分の農地にたいして五月一五日より昼夜に分けて水廻りを行ったことが記されている。この石神池の水掛かりの総高は、九二石七斗三升九合ということがわかる。前述の村高から考えれば、約七%を占めるに過ぎないのではあるが、水の利益権のあることは確実である。また、これより時代が下がった寛政一三年（一八〇二）の「寛政十三酉年正月改寒川郡長尾西村新開免江石神池水掛り水割帳」（史料番号一四七六）では掛り高はあまり変化がなく人数が一三人に増えているこ

とがわかる。

年代不明の史料ではあるが、「(長尾西村井関井手損仕立人夫寛)
(史料番号一九七八)という井手浚えの人夫の書上に、「各池掛井
手浚 人夫貳拾人」「成就池掛井手浚 人夫拾人」「荒井池掛井手
浚 人夫八人」とあり、さらに続けて「御普請人夫村役人水掛り惣
百姓へ相渡し候…」と書かれている。おそらくこれらの池々が長尾
西村の水の供給源であつたのであろう。天保九年(一八三八)の巡
見使の史料には、池は一〇カ所で「成就池」と「池 九カ所」と
記されている。

五、租税

租税に関する史料は非常に多い。長尾西村の税率は「五つ五分」
で「上々 九合老勺六才三毛 上 七合九勺四才二毛 中 六
合七勺二才老毛 下 五合五勺 下々 四合式勺七才七毛三厘」
となつており、「村方^{なま}五つ三分八勺 押高^{おし}」と決められている
(史料番号一二二八)。さらに、「新開下所御貸免 四つ七分」か
ら各免の納め高が記されている。他に数点、代表的と思われる史料
を取り上げておきたい。

先ほど取り上げた「順道写帳」の「川田」という免場の箇所に
「本免四つ九歩 内老歩六厘御貸免 残四つ七歩四厘」と書かれて
おり、これを押免とするならば税高は四六石六斗五升九合と計算で
きる。「塚原」の箇所にも同じ様な書き方がなされており計算する
と、約八〇石の年貢高となる。

また、「丑御年貢米算用状」(史料番号二一五七)という寛政五
年の夏年貢に関する史料がある。以下、少し長くなるが引用してみ
よう。

丑御年貢米算用状

| | |
|-------------|--------------|
| 高式拾四石七斗 | |
| 一米拾五石五斗七升九合 | 四口米 |
| 一同老斗七升四合 | 志度割老升老合式勺 |
| 一同老斗八升四合 | 郡割九分(升) 七合五勺 |
| 一同老斗式升七合 | 弘物代五升三合五勺 |
| 一同九斗八升八合 | 村入目四分 |
| 一同三升五合 | 右同断別わり |
| 一同三斗三升三合 | 俵下賃 |
| 一同式斗老升五合 | 人足賃米 |
| 〆拾七石八斗七升六合 | |
| 内納り | |
| 一拾參石老斗 | 所蔵納り |
| 一七斗五升式合 | 人足扶持米 |
| 一三升六合 | 大豆五升納 |
| 〆十三石八斗八升八合入 | |
| 残三石九斗八升八勺不足 | |
| 代三百六匁四分老厘 | |

外二三匁八分八厘 (六月納り真綿銀

々 老分四厘 御用銀不足

〆三百拾匁四分三厘

内払

一百二拾目也 六月廿三日入

一百拾七目也 同 廿六日入

一七拾五目也 同 廿七日入

〆三百拾式目也入

残老匁五分七厘 過

寅七月分夏成銀立

右之通御座候、若間違有之候ハ、早々御申出被成可被下候、

以上、

寛政六年寅七月十三日

与頭

伴藏殿

文藏

覚

一銀札二匁六分二厘 夏成銀

一々 三分五厘 七月分林銀

〆二匁九分八厘

右三通健ニ請取申候、以上

寅七月十三日

文藏

伴藏殿

内容からみて、山下伴藏に対して出されたものと考えられるが、夏

成で二十四石余の納め高ということがわかる。

六、村の構成

前述の「寒川郡長尾西村田畑順道写帳」から、長尾西村の中の塚原免に関する部分を使つて塚原免の名請人の構成を考えてみたい。塚原免は山下家の居所であり、また塚原免は農村的景観が十分に残つており、農村的意味あいの強い長尾西村全体の様子が代表できるとあろうと考えて、取り上げてみた。

田地面積別にみた村人の構成を図にしたのが左である。ただし、この集計は順道帳に載っている名請人だけの田畑の面積を集計したものである。三反未満の農民が多いといえる。

| | | | |
|------|------|-----|------------------|
| 二町未満 | 一町以上 | 一人 | 四人(内、山下伴藏の名がみえる) |
| 一町未満 | 五反以上 | 四人 | |
| 五反未満 | 三反以上 | 四人 | |
| 三反未満 | 二反以上 | 六人 | |
| 二反未満 | 一反以上 | 七人 | |
| 一反未満 | 五畝以上 | 九人 | |
| 五畝未満 | 一畝以上 | 一三人 | |
| 一畝未満 | | 二人 | |

この中には、長尾名村からの入作ということで二町二反五畝二一歩の田畑を保有している百姓一人、同じ名村からの入作で二畝六歩を、また鹿庭村からの入作で七畝九歩を保有する百姓の存在がある

ことは注目される。

七、宗教

長尾西村の氏宮は、宇佐八幡宮である。山下家文書のなかの氏宮についての史料は、安政年間から万延年間までの宮入目に関する帳簿類が若干と、慶応二年（一八六六）の拝殿の葺き替えに関する帳簿が見つかるくらいである。ただ寺院については、近くに長尾寺があり、すこし離れるが八十八番札所大窪寺もあることから、遍路に関する史料が多いように思われる。

Ⅱ 山下家文書について

一、山下家について

山下家文書の中には家の記録を記した史料は見られなかった。しかし、江戸時代後期に該当する庄屋の役職に関係した史料が存在しており、それらの史料から次のような復元は可能であろう。

戸主については、江戸時代の末から明治初期にかけて庄屋役を勤めていた山下伴蔵がおり、その跡を新四郎が継いだ。彼の頃は、香川県が名東県や愛媛県に併合されたり、大区小区制といった地方行政区画が実施されたりしたところでもあった。そのなかで、新四郎は戸長や村の助役を勤めたりしている。新四郎の跡は博太が受け継いだ。彼は、公務に就かず家業といえる地主経営に専念したようである。その跡を恒一が継ぐのであるが、敗戦後の処理政策の中の農地改革によって地主経営を絶たれ、現在の泰司に至るのである。以上が、山下家文書からみた山下家の戸主の動きである。

二、文書の概要

これまでの説明によって山下家文書の大まかな輪郭は述べたと思われるので、以下には特色と思われることについて取り上げてみることにする。

江戸時代の文書群については、「質物留」と書かれた史料の多さが目立つ。これは田畑永代売買証文・（証文紛失につき）誤り一札・紛失一札之事などといった証書類をまとめたものである。明和二年のものが最も古く、あと文化年間に入って量が急増する。天保にはいると、「質物留」「売券留」という冊子の形態で残されたようである。しかし現在では、そのどれもが破損し断簡といった形で残っていない。それと、産業の項目に入る砂糖についてであるが、長尾西村での砂糖の植付面積に関する史料が比較的まとまった形で残っていた。

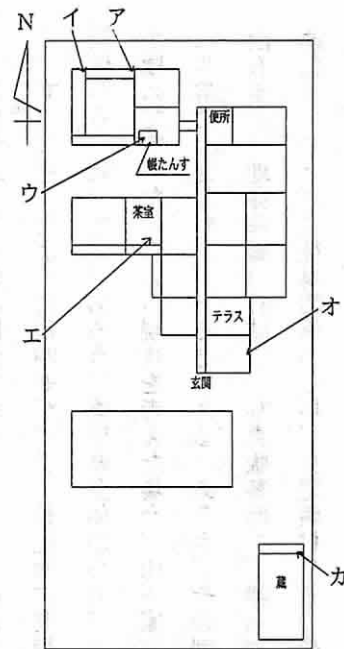
明治に入ってから史料では、明治前半のものがよく残っており、これが山下家文書の特色であるといっても過言ではないといえる。すでに述べたように新四郎が戸長・長尾西村助役を勤めていた関係から、残ったのであろう。香川県全体からみてこの時期の史料が極めてすくないという現状を考えた場合、山下家文書のもつ意味は非常に大きなものがあるといえるであろう。その例としては、明治五年の「地券係御用日誌」（写真版参照）、諸布達類・愛媛県諸達など、また戸長役場関係の史料、長尾西村やその後の長尾村の村会関係の史料などが挙げられる。また、昭和十年代を中心とする愛

国婦人会関係の史料なども多くみられるし、教育の関係では明治期を中心とした「文部省検定済」の教科書類が多い点もあげておきたい。

三、整理について

山下家文書は、『新編長尾町誌』を編纂していく中で整理されたという経緯をもっている。この時期は、『香川県史』が編さんの時期とも重なっていたため、『香川県史』第5巻などに利用されたりもしている。ただ、長尾町誌段階での整理は項目別分類に基づく整理方法が主流を占めていたころでもあったため、その分類法で分類されている点の問題として残った。その後、文書館準備室からの依頼に対し山下隆子氏が奇贈を申し出られて、文書館に入る運びとなったのである。

文書館への運び入れに際しては、文書の保管されていた位置の確認とその図式化をおこない、位置ごとに史料を箱詰にした。箱には保管場所を明記し文書群を崩さないよう努めた。各史料にア・イ・ウなどのカナが書いてあるが、これは下図に示した文書の保管されていた位置である。



(山下家文書保存箇所略図)